

# 新成人のみなさん おめでとうございます

## 20歳になったら国民年金

国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、国民年金の保険料を納めることとなります。

## 国民年金（基礎年金）3つのメリット

- |                              |        |
|------------------------------|--------|
| 1、老後を支えます                    | 老齢基礎年金 |
| 2、病気やけがで障害の状態になったときに支えます     | 障害基礎年金 |
| 3、加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます | 遺族基礎年金 |

## 世代と世代の支え合いの仲間入り

公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の方の年金を負担するという「世代と世代の支え合い」が基本です。

## 「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

収入等がなく保険料の支払いが困難な場合は、「学生納付特例制度」（学生のみ）、「若年者納付猶予制度」（30歳未満）などの保険料納付猶予制度があります。

### ★「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学の方です。

### ★「若年者納付猶予制度」

学生でない30歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

どちらの制度も、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。しかし、収入を得られるようになり保険料の納付が可能となった時に「追納制度」をご利用いただければ、将来受け取る年金を増額することができます。

20歳になった時の国民年金の手続き等については朝日町または、四日市年金事務所までお問い合わせください。（四日市年金事務所 TEL 353-5515（代））

お困りではありませんか？  
**早めのご相談を！**

例えば…

- 交通事故・示談の話が進まない…
- 借金・毎月の返済に追われています…
- 相続・兄弟でもめてしまっています…
- 離婚・調停や裁判の対応はどうすれば？  
その他 慰謝料・不動産・会社法務など

近鉄四日市駅から徒歩1分！南改札口(東口)すぐ！  
四日市市浜田町5番27号 第3加藤ビル5階  
(1階にJTBが入ったビル)



「お気軽にお電話ください」 土曜日や夜間も対応可(要予約)  
「経験を積んだ弁護士が迅速&丁寧に対応します！」

- ◆ 交通事故・借金問題のご相談は無料です ◆
- ◆ 一般法律相談料(初回) 30分 5,250円(税込) ◆

《予約制》 ☎ 059-350-2080

おいち  
**尾市法律事務所**

弁護士 尾市淳二 (三重弁護士会所属)  
(財)日弁連交通事故相談センター三重県支部相談員  
鈴鹿市役所市民法律相談担当弁護士

有料広告掲載欄